

相談センターだより

令和 7 年 6 月号 (第 98 号)
〒252-0301 相模原市南区鶴野森 2 丁目 26 番 1 号
NPO 法人いきいきライフ相談センター
TEL : 090-3080-3153
E メール : sukitoru@jcom.home.ne.jp

メインテーマ 口座管理法・口座登録法

今回は、マイナンバーカード普及促進と関連する、口座管理法・口座登録法についてまとめてみます。この二つの法律は、マイナンバーカード普及を促進するために、2024 年 4 月に施行され、2025 年 4 月からは金融機関の預金口座への利用拡充がなされたものです。

◎ 口座管理法とは

口座管理法は後段の口座登録法と共に、2024 年 4 月に施行されたマイナンバー制度に関する新しい法律ですが、この 2025 年 4 月より、お客様の意思に基づき、一度に複数の金融機関の預貯金口座へマイナンバーの届出(すなわち預貯金口座付番)ができるようになりました。その意味では、既に預貯金口座へのマイナンバー登録(付番)は行なわれてきましたが、一つの金融機関に届け出ることによって他金融機関にもつなげてもらえる利便性が、法施行による大きなメリットといえるでしょう。

この他金融機関へのつなぎは、預金保険機構を経由します。預金保険機構は、ある預金者が個々の金融機関に保有している預金口座全体を管理把握しているものです。その点からも、お客様がマイナンバーを届け出の場合、そのお客様自身の属性として登録されます。

◎ 災害時の利便性

災害が発生し災害救助法が適用された地域の住民は、例えば、取引のない B 銀行にマイナンバーカードを提示することで、預貯金口座を有している A 信金に関する情報を照会することができます。これは、あらかじめ A 信金にマイナンバー登録(付番)がなされていることで、預金保険機構を経由して、災害時口座照会が行なえるからです。

大きな災害に見舞われた地域においては既に経験のあることですが、日本銀行から被災地の金融機関に対し「災害時における金融上の特別措置」が要請されます。これによって各金融機関は、印鑑や通帳がない被災者に対しても預金の引き出しをするよう柔軟に対応がとれ

ることとなっています。基本的に本人であることが確認できれば預金の引き出しが可能です。ちなみに 1 日に引き出せる金額は、ゆうちょ銀行は 1 日 20 万円・その他の金融機関は 1 日 10 万円までとされています。また、避難先に引き出したい口座のある金融機関の支店がない場合でも、他の金融機関でも引き出しができます。

この点の利便性が、今般の法施行で高まりました。被災されたお客様は、取引のない金融機関(B 銀行)に対しても、マイナンバーカードを提示することで、預貯金口座のある金融機関(A 信金)の情報照会をかけられるからです。マイナンバーをキーにして、預金保険機構を通じた、A 信金・B 銀行…の情報照会が迅速に実現できるようになった訳です。今後もおそれのある災害に備えて、多くのお客様にとって大切な仕組みといえるでしょう。

◎ 相続時の利便性

相続が発生したあと、相続人(包括受遺者を含む)からの申し出によって、被相続人が名義人である預貯金口座のある A・B・C 各銀行への情報照会ができます。この照会は、相続発生から 10 年間でできます。ただし、これもまた災害時と同じく預金保険機構を経由しての仕組みであるため、被相続人が生前にマイナンバー登録(付番)をしていたことが要件となります。A・B・C 各銀行、別々のタイミングでかまいませんが、何しろ生前に付番がされていることによって、預金保険機構が情報照会可能となると考えます。

この相続時口座照会は、相続発生時から 10 年間できること、また所定の手数料 5,060 円(税込みで、どの金融機関も一律)がかかります。

なお従前から、相続人がこのような口座照会をかけると、受け付けた金融機関側では口座の払い出し等停止を掛けてきました。この制度によっても、直接受け付けた金融機関が預貯金口座の取引停止をかけることは当然ですが、併せて、預金保険機構経由で照会を受けた他の金融機関においても同様の措置が取られる可能性が高いといえます。この点は、相続人としても留意しておくべきでしょう。

◎ 口座登録法とは

口座登録法とは、公金の受け取り口座を届け出て、その後の個別申請なく、一括した受給を可能にするものです。口座登録法に基づき、預貯金口座をマイナンバーと紐付けることによって、年金や児童手当、所得税の還付金といったあらゆる給付金について、スムーズな給付が可能となりました。

この給付金の詳細については、デジタル庁HP(その中の公金受取り口座登録制度という項目)によって、確認できますが、その主たるものは次のとおりです。

- 1.年金関係(国民年金・厚生年金をはじめとした各種年金の給付金・一時金など)
- 2.税関係(確定申告による所得税の還付金・市町村および県からの還付金、例として固定資産税や自動車税に係る還付金など)
- 3.子育て給付関係(児童手当をはじめとした市町村・県からの給付金など)
- 4.雇用保険関係(失業給付金・育児休業給付金など)
- 5.健康保険関係(市町村および各健康保険組合からの高額療養費、任意継続掛金の還付など)
- 6.介護保険関係(市町村からの施設・居宅介護費、介護予防サービス費など)
- 7.災害被災者支援関係(災害発生時に特例として給付されるものなど)
- 8.その他(就学支援・障害福祉・生活保護・労災保険・職業訓練給付など)

このように広範囲・多岐にわたる多くの給付金が対象とされています。これらすべてを、一つの預金口座で受け取れる利便性がポイントとされます。

◎ 現在の年金受給口座を公金受取口座にできる

マイナポータルなどデジタル操作に不慣れな高齢者等への便宜を図る観点から、簡易に公金受取り口座の登録をできるような制度が始まります。具体的には、現在の年金受取り口座を対象にして、日本年金機構からの通知に対応することで、その口座を登録できるようにするものです。

日本年金機構は、年金受給者宛てに「年金の受取口座を公金受取口座として登録するか？」確認するための書留郵便を送付します。ここで、登録に同意する場合は、

「何も回答しなくてよい」ことがポイントです。この場合、日本年金機構からデジタル庁へ口座登録のための情報が提供されます。むしろ、その預貯金口座で登録したくない場合には、その旨を回答する仕組みとなっています。

一方で、これから先に年金を受け取る予定の方が、いったん公金受取り口座をCとした場合、その後、これをDに登録変更したときに、それだけで自動的にその後の年金がDの方に入金される扱いとはなりません。この場合は、「年金受給権者 受取機関変更届」を作成して、年金事務所等へ提出することが必要となります。

公金受取り口座登録を行なうことによって、基本的にすべての公金の支払い口座が一括されるわけですが、事後的に別途指定する場合には分離することができる、と考えるとよいでしょう。

◎ マイナンバーカードは必要か

公金受取り口座の登録を、金融機関窓口でもスタートさせることによって、これまでマイナポータルに一元化されていた場合よりも、確認書類などに柔軟化がみられます。「いわゆる紙のマイナンバー通知なら持っているが…」というお客様も、まだいらっしゃると思われますが、こうした場合には、マイナンバーの通知カードに本人確認書類(顔写真のあるもの1点、もしくは健康保険証+住民票写しなど2点)を添付することで対応可能とする金融機関も少なくないようです。また、マイナンバーカードを保有しておらず、マイナポータルの利用もしていないお客様については、この登録結果も金融機関から郵送されることになります。

◎ 最後に

口座管理法・口座登録法は、高齢者を主体として、未だマイナンバーカードを保有していない人に対して、その利便性を高めて、保有を促進していくことにも目的があります。行政のDX化の推進と相まって、「便利で安心感の高い社会づくり」という観点から、評価される法改正と考えられます。

マイナンバーカードには、個人財産が管理されるのでは…?といった疑念を持つ人も少数ながらいりますが、より正しい理解を普及させていくこともまた、私たちの大切な役割でしょう。